

焼津市農業委員会 9 月総会議事録

1 日時

令和4年9月15日(木) 午後2時 ~ 午後2時30分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	×	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
第2号 農地法第5条の規定による許可について
第3号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年9月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。2番有谷歳幸委員、18番鈴木孝治委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についての番号8を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号8を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大島体育館より西へ約600mに位置する農用地区域内農地です。</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田6,629㎡で、労力は4人です。</p> <p>農業の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 1番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>私自身が申請地の隣を耕作しており、譲渡人とはよく会って話をしていましたが、いろいろな事情があり今般の申請に至ったと思われま。</p> <p>譲受人は農業に対して熱心で、前向きに取り組んでおり、近年は藤枝でも農</p>

	<p>地を取得し耕作をしているそうです。</p> <p>農機具保有状況等も全く問題ありませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号8を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号8は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号9を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号9を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、県営田尻団地から北へ約200mに位置する市街化区域内の農地です。</p> <p>所有者6人の持分贈与に伴う所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田3,536㎡、畑908㎡、計4,444㎡で、労力は2人です。</p> <p>申請地は譲受人を含む8人の共有の土地ですが、譲受人を除く6人分の持分贈与のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 村松忠則	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>先日現地調査をした結果、申請地はきちんと畑として耕作されていました。</p> <p>今回は共有持分の移転ということで、耕作方法は現状と変わらず、引き続き耕作していってくれると思われしますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号9を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号9を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号23を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第2号、番号23を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、焼津インターチェンジから北へ約600mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、坂本の農地191㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は申請地の近隣にて金型等の溶接業を営む法人であります。事業拡大に伴い、現在所有している駐車場の土地に第二作業所を建設することでこれに替わるべき駐車場が必要となるため、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の東側は宅地と畑、西側は道路、北側は畑、南側は宅地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 4番	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>現地調査をしましたが、前の写真のとおり、畑として野菜を耕作していました。申請地近隣の事業所が駐車場へ転用したいという申請であります。</p> <p>資金計画もしっかりしていますし、隣接する畑はありますが、周辺へ与える農業上の影響も少ないと思われます。よって、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号23を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号23は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号24を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、大島体育館より西へ約600mに位置する第3種農地です</p> <p>本件は、大島の農地90㎡について、農機具置場及び農作業車駐車敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>譲渡人は農業者である父親より農地を相続しておりますが、譲渡人の父親は農業用施設証明にて過去に申請地に農業用倉庫を建築する予定でしたが、実現されず現在に至ります。</p> <p>今後においては、先にご説明しました議案第1号番号8の農地法第3条の許可にて譲り受ける周辺農地を譲受人が円滑に継続して耕作を行うため、申請地</p>

	<p>を農機具置場及び農作業車駐車敷地に利用目的を変更して利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は水路、東側及び南側は今後譲受人が耕作を行う予定である田、西側は畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 1番	<p>こちらの案件は、先ほどの議案第1号、番号8の申請地である田に隣接する土地を、耕作のために利用する農機具置場、農業用車両駐車場に転用したいという案件です。</p> <p>先ほど申し上げたとおり、譲受人は農業に熱心に取り組んでおりまして、周辺の農地への影響も全くないことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号24を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号24を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する八木榮志委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。それでは八木委員の入室をお願いします。</p>

【着席】

以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年9月総会を終了します。